

令和5年度 歳末たすけあい運動 要援護世帯支援助成申請のご案内

新たな年を迎える時期に安心して暮らせるために、地域の皆さまからお寄せいただく「歳末たすけあい募金」の中から、**生活に困窮し経済的な支援を必要とする世帯に支援金として配分**いたします。希望される方は、下記内容をご確認の上、裏面の申請書に必要事項を記入し申請をしてください。

1. 配分の対象となる世帯

令和5年10月1日現在、次の(1)(2)(3)の条件を**いずれも満たしている世帯**。

- (1) 相生市内に6ヶ月以上居住している世帯
- (2) 生活困窮の状態にある世帯
- (3) 次に掲げるア～エの条件いずれかに該当し、市民税が非課税の世帯。

ア. 18歳未満、高校3年生以下の子を養育しているひとり親世帯

・祖父または祖母等が養育している世帯を含む。

イ. ひとり暮らし高齢者世帯（高齢者のみの世帯を含む）

- ・満75歳以上のひとりで生計を維持している低所得の高齢者。
- ・年金は遺族年金を含めて概ね100万円以下の方。
- ・こども等の被扶養者になっている方は対象外。

ウ. 障がいのある方と同居している世帯

・身体障害者手帳（1、2級）療育手帳（A、B）精神障害者保健福祉手帳（1、2級）
いずれかを所持している方。

エ. その他、上記以外で経済的な理由により支援が必要な世帯

民生・児童委員に相談の上、社会福祉協議会までご連絡ください。

◎ **上記に該当する場合でも、生活保護世帯や施設入所または、長期入院(6ヶ月以上)などの理由で在宅でない場合は対象外です。**

◎ **重複する場合は、いずれかひとつの申請となります。**

2. 支援金の額と配分の方法

支援金の額は、今年度の歳末たすけあい募金の実績により決定いたします。

支援金の配分は、令和5年12月下旬に民生・児童委員が**手渡し**でお届けいたします。

3. 提出書類

令和5年度歳末たすけあい運動 要援護世帯支援助成申請書（裏面です。）

4. 申請受付期間、提出先

受付期間 **令和5年10月16日(月)～11月10日(金)**

提出先 相生市社会福祉協議会

申請について、ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

非課税証明書を取りに行くことが困難な方へ

社協が代理請求する方法があります。必要な方は地区担当民生・児童委員にお問い合わせください。

証明書を発行する際の手数料（1人につき300円）は、申請者の負担となります。

※18歳未満、高校3年生以下の方の非課税証明書は不要です。



【お問い合わせ・申請書提出先】
相生市社会福祉協議会 電話 23-2666
相生市旭1丁目6-28 相生市立総合福祉会館内
E-mail : fukushi@shakyo-aioid.jp URL : https://shakyo-aioid.jp

